

令和 6 年 8 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年8月29日（木）午後3時00分から午後5時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	5 番	中川 敦	6 番	久保 節夫
	7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
	9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
	15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
	17 番	濱 博	19 番	奥原 邦義
	20 番	倉科 孝明	21 番	塩原 至
	23 番	二村 喜子	25 番	山田 久子
	26 番	村山さえ子		

(2) 推進委員 17人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推5 番	百瀬 文仁	推7 番	上杉 壽和
	推8 番	石川 克彦	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推13 番	清水 麻未
	推14 番	原口 知明	推15 番	平林 章司
	推16 番	丸山 貴久	推17 番	太田 稔
	推18 番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人	18 番	齋藤 勝幸	22 番	古畑 英俊
	24 番	上條信太郎		
(2) 推進委員 1人	推6 番	赤羽 武史		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第125号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第126号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第127号～第134号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第135号～第141号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 全国農業新聞の普及推進について
- イ 「第9回長野県農業委員会大会における要請事項」報告書について
- ウ 令和6年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- エ ブロック別研修・懇談会の開催について
- オ 委員の連絡先等を提供する際の事務手順について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	田中 瑞恵
	農 政 課		主 事	城生 涼風
	//		主 事	倉科 愛加
	全国農業会議所		次 長	東郷 恵太
	長野県農業会議		部長代理	中島 健貴

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 3番 柳澤 一向 委員

4番 武井 茂善 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

 初めに、議案第125号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

 別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

 それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

 田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

 ご覧いただきたい資料は、A3の用紙がたくさんつづられている別冊資料と右上に書いてあるものです。

 別冊資料の表紙の裏面をご覧ください。

 今月は個人の方が新規就農者で1名いらっしゃいます。

 1番、〇〇さん、住所地、農地所在地ともに寿地区、3筆、23.14アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は加工トマト、キャベツと伺っております。販売先は企業、販売量は加工トマトで約800キロ、キャベツで約30トン、販売額は全体で400万円から500万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はお1人、ご本人お1人で、農業経験としては、寿地区で半年ほど加工トマトとキャベツの耕作をされているということです。農地へは0.5キロ、自動車ですら5分ほどかかり、今後は経営規模の拡大を希望されています。議案の1ページ、2番と3番に該当するものです。署名は寿地区、河西農業委員と赤羽推進委員にいただいております。

 今月の新規就農者の説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

 それでは、河西委員、補足説明をお願いします。

河西農業委員 〇〇さんですが、メインは加工用トマトということになります。先日も元気に農作業をしている姿をお見かけしました。寿地域としても、主要な担い手になっていただけるよう期待している方です。

 以上です。

議長 ありがとうございます。

 続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

 城生さん。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いします。

 議案の説明に入るんですけども、今回特記事項等ありませんので、議案の説明に入らせていただきます。

 着座にて失礼します。

別冊資料 1 ページ目をご覧ください。

5 - (1) - ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第 125 号です。

今回初めての方もいらっしゃるかと思いますので、議案について簡単に説明させていただきます。

まず、農用地利用集積計画とはというところなのですが、農地の出し手、受け手からの希望を基に、貸し借りや売買等の計画を市町村が作成し、農業委員会の決定を受けて、市町村が公告することにより、その効力を発生するものです。

今後の定例総会では、合計欄のみ申し上げる形になりますので、よろしくお願いします。

次に、毎月読み上げさせていただく合計欄の説明させていただきますので、議案の 8 ページ目をご覧ください。

8 ページの下のところに区分等が書かれている表があるかと思うんですが、こちらの区分について簡単に説明させていただきます。

上から 1 つ目、一般という区分なのですが、こちらは個人間での貸借契約で、相対契約と呼ばれるものです。議案自体は一番最初の 1 ページ目にあるものになります。こちらの合計の筆数等が書いてあります。

次、2 つ目なのですが、利用権の移転というものです。こちらは、現在、相対契約で貸し借りしている農地について、受け手、耕作者さんのみが変わるものになります。議案の詳細は 2 ページの上段になります。

次に、3 つ目、所有権の移転なのですが、こちらは農地中間管理機構を介した売買のものになります。議案は 2 ページの下段になります。

次、4 つ目、農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）というものなのですが、こちらは農地中間管理機構を介した貸借のうち、出し手から、所有者さんから機構への貸付けについて書かれているものになります。

次に、農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）というものなのですが、こちらは前のもの、一括方式機構集積関係と同じく農地中間管理機構を介した貸借なのですが、機構から受け手、耕作者さんへの貸付けについて書かれているものになります。

一応この内容の合計がこちらに記載されていまして、毎月これを読み上げる形になりますので、よろしくお願いします。

では、議案の説明については以上になります。

それでは、合計のほうを申し上げますので、合計欄のほうをご覧ください。

合計、一般、筆数 21 筆、貸付け 10 人、借入れ 9 人、面積 3 万 7 5 7 平米。

利用権の移転、筆数 1 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 2, 9 4 3 平米。

所有権の移転、筆数 4 筆、貸付け 2 人、借入れ 3 人、面積 7, 4 7 3 平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数 68 筆、貸付け 47 人、借入れ 1 人、面積 10 万 7, 819 平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数 68 筆、貸付け 1 人、借入れ 27 人、面積 10 万 7, 819 平米。

合計、筆数 162 筆、貸付け 61 人、借入れ 41 人、

面積 25 万 6, 812 平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数 57 筆、
面積 9 万 6, 914 平米、集積率は 68.48% です。

議案第 125 号は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員の皆さん、推進委員の皆様から質問、
意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第 125 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第 126 号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたします。

農政課から説明をお願いいたします。

城生さん。

城生（農政課）主事 続きまして、別冊資料 9 ページ目、5－（１）－イ、農用地利用集積等
促進計画案について意見聴取する件、議案第 126 号です。

こちらについても簡単に説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画とは、申出を基に市町村が計画案を作成し、農
業委員会からの意見書を添えて農地中間管理機構へ提出します。その後、
県、長野県が認可、公告することで効力が発生する農地中間管理機構を介
した貸借等になります。

それでは、同じように合計を申し上げますので、9 ページご覧ください。

合計、筆数 1 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積は 1, 085 平米。

議案第 126 号は以上です。

議 長

ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見がありまし
たら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第１２６号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第１２７号から１２９号及び１３１号から１３４号 農地法第３条の規定による許可申請許可の件、７件について上程します。

なお、議案第１３０号については取下げがありましたので、審議しません。それでは、事務局から一括説明をお願いします。

麻生主任

議長

議長

麻生主任

麻生主任

農業委員会事務局の麻生です。

着座にて失礼いたします。

それでは、総会資料１ページをご覧ください。

農地法第３条の規定による許可申請について説明をいたします。

農地法第３条ですが、農地を農地のまま所有権移転又は賃借権等を設定するというものです。建築物があったり雑木があった場合、農地に復旧をしてから、また新しい所有者の方も農地として利用していただくというような申請になります。

また、農地台帳に登載がない方については、新規就農届出書というものを提出いただいております。よろしくお願いいたします。

では、議案第１２７号からです。

１２７号については、先ほどお伝えした新規就農届出書を出していただいて、新規就農のため、所有権を移転するものです。

１２８号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

１２９号は、隣接農地との一体利用のため、所有権を移転するものです。

１３０号は取下げとなりました。

１３１号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

めくっていただきまして、２ページ目、議案第１３２号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

１３３号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。本日欠席の齋藤委員のほうから現地確認の結果についてご連絡いただいております。こちら、耕作に支障のない旨伺っております。

続いて、１３４号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

参考資料としまして、新規就農者の情報を本日お配りした別冊資料に掲載しております。

以上7件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議お願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。
127号、濱委員。

濱農業委員 新規就農して3条で権利移動するということですが、〇〇さん、自宅のすぐ西隣に〇〇㎡という田んぼがありまして、これを自分で購入をして、稲を作るという計画だそうです。農業経験は少ないけれども、親が実家の島内で幾らかやっているの、分からないことは親に手伝ってもらおうというようなことをございまして、自宅のすぐ隣の田んぼになりますので、自営業の傍ら、すぐ隣で目につくところなので、うまく耕作してくれるのではないかなということをございます。

それで、申請地周辺に同級生が何人もいるというようなことで、町会の活動やらいろいろで、大分やりやすいというようなお話もされておりました。現実的に永代水田でいくのかどうかはちょっと分かりませんが、取りあえずは問題ないかと思います。

以上です。

議長 委員の皆さん、総会資料と一緒に位置図資料を別冊で用意してありますので、各委員の説明に併せて確認してください。
次、128、129号、河西委員。

河西農業委員 位置図資料2ページの下段になります。128号、譲受人の〇〇さんは、それなりに広い面積、田んぼ中心にやっておられる方で、しっかりやっています。問題ない案件だと考えています。

129号、こちらは隣接地の畑をやられている方が引き継ぐという案件です。こちらも問題ないと考えています。

議長 次、131、132号、久保委員。

久保農業委員 場所は〇〇というところで、譲渡人の〇〇さんは〇〇市に住んでおりますので、農地保全等ができないということで、すぐ近くにいる〇〇さんがそこを購入するということで、全然問題ありません。

132号の譲受人の〇〇さん、新規就農で、将来的には漬物をやりたいということです。古民家を購入して申請農地で漬物を作るということのようですが、私のアドバイスとして、購入した古民家の近くの畑を借りたほうがいいよということは言っていますが、取りあえず申請地の農地保全をしていただきたいということで説明してきました。

以上です。

議 長 133号は、事務局から先ほど説明があったとおりです。
134号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 場所ですが、波田の森口から〇〇の200メートルぐらいのところにありまして、周りは宅地ということで、〇〇さんは今までトマトとかニンニク等を作っておりましたが、規模拡大をしたいということで、その場所に育苗ハウスを建てて、いろいろなものを作りたいということでありますので、問題ないと思います。
以上です。

議 長 それでは、全体を通じまして質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、7件について、一括して集約します。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第127号から129号及び131号から134号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きまして、議案第135号から141号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

藤井主任 議長

議 長 藤井主任

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
議案書の3ページをお願いいたします。
まず、農地法第5条ですが、農地転用の申請になります。
今回はありませんが、農地転用の関係、農地法4条と5条とございまして、まず4条というのが、自分の所有している農地を転用する際は、農地法の第4条になります。
今回申請がある5条ですが、土地所有者以外が転用することを目的として、農地の所有権を移転することであったり、お金を払って借りる賃借権の設定をしたり、使用貸借、すなわち無償で農地を貸すというような形の権利の設定をするものになります。
議案書の内容になりますが、申請内容のところに施設と書いてあります。

具体的に議案第135号ですと、砂利採取（一時転用）とありますが、こちらが転用の目的になっております。

続いて、隣の枠に移って、申請人というのが、5条の場合、実際に転用をする事業者の方、譲受人と書いてあるところが転用する方になります。譲渡人、こちらが地主になります。

続いて、備考の欄に行きまして、そこらにはこういった権利の設定が行われるのか。議案第135号では賃借権の設定、お金を払って土地を貸すというような契約になりますし、議案第136号を見ていただくと、所有権移転というような形のそれぞれの権利の設定をしているような形になります。

その他、備考ですが、農振農用地ですとか白地農地というのが農地の区分になってきます。あとは、その他、参考となるべき事項等が書かれています。

それでは、議案の内容に入りたいと思います。

議案第135号、転用目的は砂利採取（一時転用）となっております。

続きまして、議案第136号、転用目的は建売住宅です。

続いて、議案第137号、転用目的は特定建築条件付土地です。

4ページをお願いいたします。

議案第138号、転用目的は資材置場・駐車場です。

続いて、議案第139号、転用目的は特定建築条件付土地です。

続いて、議案第140号、転用目的は住宅です。

続いて、議案第141号、転用目的は特定建築条件付土地となります。

転用目的について補足をさせていただきます。

今回申請の中で、転用目的で特定建築条件付土地というものがあります。こちらですが、最終的にできるものは住宅になります。今回、その他の申請で、ほかにも住宅が最終的に出来上がる申請ありますが、例えば議案第140号でいくと、転用目的は住宅となっています。こちらについては、譲受人が家を建てるというような計画になっています。

続いて、議案第136号を見ていただくと、こちら、建売住宅となっていてまして、こちらは譲受人の不動産会社が住宅を建てて売る、文字どおり建売住宅という形のものになっております。

続いて、特定建築条件付土地ですが、こちらは譲受人の転用事業者が行うことは、まず土地の造成、宅地用に土地を造成します。この不動産会社は、宅地の造成が終わった段階で、その土地を売りますということで募集をかけます。その際に、不動産の売買の際に条件をつけます。その条件というのが、土地の売買契約後おおむね3か月以内に建物の建築請負契約まで結ばないときには、土地の売買契約は無効になる。それで、あなたには土地は売れませんよという形になります。そういった形で、必ず建物、住宅を建てなければならない土地だよという条件の下、そういった方でないと土地は売らないよというものになります。

なお、もし土地自体買う人がいないような場合には、最終的に転用事業者で建売住宅として住宅を必ず建てて、すべての住宅の建築工事を完了させ

るところまでの事業となっております。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。
135号、松尾委員。

松尾農業委員 説明させていただきます。

この件につきましては、砂利採取ということで、申請面積は約8反歩弱ほどあるのですけれども、周りが全て水田であります。道路は農道を利用するというものです。宅地は約150メートル行ったところにありますので、迷惑という部分については無かろうかなというふうに見てきました。令和6年10月1日から1年間の一時転用ですから、農地復旧の確約書もありますので、やむを得ないかなと判断いたしました。

以上です。

議長 次、136号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 和田の殿というところで、〇〇のすぐ東側になります。位置図資料の8ページの写真のところをご覧いただきたいのですけれども、〇〇さんが地主さんですけれども、しばらくここ最近、ずっと耕作はせずに、農地保全をしてきた土地であります。そこを〇〇が取得して、建売住宅を建てるというものです。写真の奥のほうに2名の方の耕作地があるのですけれども、ここの耕作地に出入りする進入路がこの開発によってなくなってしまうのではないかとということで非常に心配したのですけれども、写真見ていただいた右側の白い線の外側のところですね。ここがその2名の方の農地へ入る進入路として確保できるという計画になっていますので、問題ないというふうに判断をいたしました。

以上です。

議長 137号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 ここは登記簿上、宅地ですが、現況は農地として利用して、農地台帳に載っている土地となります。譲渡人が所有する住宅とお店の土地に隣接しているため、ほかの農地に対しての影響はないと判断しました。

以上です。

議長 138号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 138号につきましては、位置図資料10ページを見ていただいて、〇〇の〇〇から西へ100メートルくらい入った場所になります。この場所については、下に写真ありますけれども、ちょうど写真の一番左のところ

に若干塀が立っているように見えるんですけども、ここの土地が譲受人の〇〇という会社の昨年転用許可になった場所になっておりまして、その隣接地ということで、業務の拡張に伴う申請となっています。土地の所有者も3人おりますが、将来的に農業をやるつもりはないということでありまして、その場所が資材置場になっても、周りに与える影響というのは少ないというふうに考えられますので、やむを得ないと判断をいたしました。

議 長

139号、今井でありますけれども、先日、横山委員さんと2人で現地を確認してきました。周りの農地に影響することはありませんので、やむを得ないものと判断しました。

それでは、140号、丸山委員。

丸山農業委員

先日、〇〇さんのところへ伺いました。それで、話を聞くことができましたので、報告します。

ちょうどお父さんの〇〇さんもありましたし、娘もありましたので、お話を聞いてきました。場所につきましては、内田の〇〇という地籍のところで、近くに〇〇という〇〇があります。その近所にある農地です。現在、〇〇さん夫婦、〇〇さんの妻が〇〇さんの娘でありまして実家である〇〇さんのお宅に2世帯で暮らしているということです。子供の成長とともに手狭となり、実家のお父さんに相談したところ、実家の近くであれば、子育ての支援だとか、私たち両親の介護等も対応してもらうことができるので、〇〇さんの所有の農地に家を建てたらどうかということで話がまとまったということで、申請を出したということです。近隣農地への影響はないということで見えてきました。

以上です。

議 長

続きまして、141号、小林委員。

小林農業委員

申請地南側に一級河川の〇〇というのが流れているのですがけれども、申請地の東側では、もう5年から7年前に宅地化されて、現在、3軒ぐらい住宅が建っています。申請地の川を挟んで南側は市街化区域で住宅地となっています。申請地は地主が保全管理していたのですがけれども、草退治など、今後の管理が大変ということで、業者に売って住宅を建てることになったようです。周りの農地へ影響ないので、やむを得ないものと判断しました。

以上です。

議 長

続いて、現地確認した委員から意見を聞きます。
河西委員、順番をお願いします。

河西農業委員

先日、事務局職員と共に現地を見てまいりました。

135号、砂利採取の一時転用となります。業者が松本市内では初めて砂利採取するという業者ですが、〇〇市では実績があるという話を聞いております。また、近くに採取した砂利を処理する〇〇がありまして、事業の実施はちゃんとなされると判断しました。

136号、裏に水路はあるのですが、水利組合とも協議をしたということ聞いておりますので、問題ないと思います。

137号、特定建築条件付土地でして、住宅地に隣接していますので、特段問題ない案件だと思います。

138号、周辺は工業地帯という感じで、ちょっと農地をやるには不向きな場所だと見てまいりました。やむを得ないと思います。

139号、今井ですね。土地の形も農地として使うには不整形だし、現在、住宅ありますけれども、それを取り壊して、新しく住宅を建てるというものです。これも特段問題ないと判断しました。

140号、ここは住宅地に囲まれている農地としては非常に使いにくいところですので、やむを得ないものと判断しました。

141号、道路と道路の角地のところで、周辺も住宅ありますので、やむを得ないものと判断しました。

説明は以上になります。

議長 全体を通しまして全ての委員、何か質問等ありましたら、お願いします。
倉科委員。

倉科農業委員 すみません、議案第137号ですが、譲渡人の方、〇〇さんですが、一方で〇〇のほうの〇〇というふうに併記されているのですが、これ、どういう関係のものなののでしょうか。

藤井主任 議長

議長 藤井主任

藤井主任 申請地ですが、地番が2つございまして、〇〇番〇〇のほうは〇〇さん個人で所有されていらっしゃる土地です。〇〇番〇〇については、もともと〇〇さんという会社が持っていたのですが、〇〇の〇〇に伴って、現在は個人の〇〇さんが〇〇として不動産の〇〇を行っており、今回のこの転用をもって不動産の〇〇が終わるといような形になります。よろしくお願いします。

倉科農業委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法５条の規定による案件、７件について集約します。

農業委員の皆さんに聞きますが、議案１３５号から１４１号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いします。

麻生主任 議長

議長 麻生主任

麻生主任 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。
報告事項ですが、書類等完備している場合、事務局長の専決により処理させていただきます。
ご説明を全体で差し上げますが、一読いただいて、ご承知おきいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、総会資料の５ページからお願いいたします。
５ページから現況証明交付状況の件、１件、続きまして、６ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約の件、３件、続きまして７ページから８ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、全部で２４件になります。続いて、９ページ、農地法第４条の規定による届出の件、４件、続きまして１０ページから１１ページ、農地法第５条の規定による届出の件、１０件。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おき願います。
農地に関係する議事が終了しましたので、ここで暫時休憩とします。再開は１６時とします。
暫時休憩します。

(休憩)

議 長

議事を再開いたします。

休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、協議事項のア、全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。

本日、この件に関しまして、全国農業会議所の東郷次長と長野県農業会議の中島部長代理に説明にお越しいただいております。

それでは、まず農業会議と事務局から説明をお願いいたします。

東郷次長さん、お願いします。

東郷（全国農業会議所）次長 皆様、こんにちは。今、会長からご紹介いただきました全国農業会議所の新聞業務部という部署に在籍をしております東郷恵太と申します。

本日は総会の中、貴重なお時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

松本市の農業委員さんにおかれましては、この8月に改選が行われたというふうに伺っております。多くの委員さん、農業委員、推進委員の皆様が交代されたというふうにも伺っております。これから私も全国農業会議所のほうも、長野県農業会議を通じまして、いろいろと各種事業の推進でお願いをさせていただく機会があるかと思えます。とりわけ新任の委員の皆様方におかれましては、私も全国農業会議所の事業の推進につきまして、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、日頃から情報事業ということで、全国農業新聞の普及、それから全国農業図書で出版物も発行しております、その活用もいただいております。そのことに対しまして、本当に厚く御礼を申し上げます。

限られたお時間でございますけれども、私から「全国農業新聞を読むこと、普及すること」という資料、クリアファイルの中に事務局のほうでご用意いただいていると伺っております。この横型の資料をご用意いただければと思います。

議 長

よかったら着座で説明してください。

東郷（全国農業会議所）次長 よろしいですか。それでは、着座にて失礼をいたします。

皆様、ご用意はよろしいでしょうか。モノクロの横型の「全国農業新聞を読むこと、普及すること」という資料でございます。

もしお手元にない方いらしたら、手を挙げてください。

よろしいでしょうかね。

恐れ入ります。こちらで少しだけご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この表紙めくっていただきまして、1ページ目でございます。

なぜ情報提供活動に取り組むのかというところをまずご紹介させていただきたいと思えます。

農業委員会の業務ということで、農業委員会等に関する法律でいろいろと定められておりますけれども、その中で、情報提供というのにも位置づけがあるんだということでございます。

四角の囲みの中でございますけれども、6条3項第2号に位置づけがされておまして、その中で、例えば農業委員会だよりとか、市町村の広報紙の中で農業委員会に関係する情報を掲載されたり、そういうこともここに基づく情報の提供でございますし、あと委員の皆様方が日頃、地域の相談対応、また座談会でいろいろな情報の伝達をされる、そういったこともこの6条3項2号に該当してまいります。

私たちの組織では、全国農業新聞というものを発行しておまして、こちらをご活用、普及していただければ、地域の農業者の皆さん、関係する皆さんにいろいろな農政の情報、地域の農業の話題、そういったものを発信ができるというものでございます。

歴史はもう70年以上たっております。農業委員会制度ができた昭和27年に農業委員会報という名前で、いわゆる組織紙ということで発行されてから今に至っております。

2ページ目のところに私どもの新聞の特徴を簡単に書かせていただいております。

既にご購読いただいている皆様方は、日頃読んでいただいているので、よくお分かりかと思いますが、毎週金曜日、原則月4回発行する週刊の新聞でございます。全ページカラーで作っておまして、電信版というものも発行しております。

少しページを飛びますけれども、5ページ目の3番、農地利用の最適化活動と一体となった情報提供活動をというところがございます。今日ここがこちらのほうからお願いをさせていただきたい中心のところでございますけれども、毎年5月末に東京で全国の全ての農業委員会の会長様にお集りをいただいて、会長大会というものを開催しております。その場で情報提供活動に関する申合せの決議を頂戴しているんですけれども、(1)から(3)番が私ども新聞に関するものがございます。

1つ目が、農業委員と農地利用最適化推進委員の全員ですね、皆様の購読をいただきたいというのが1点目。2つ目が、農業委員、推進委員の5倍の購読者を確保しましょう。3つ目が、両委員による毎年1人1部以上の新規の購読申込みを確保いただきたい。この3つが申合せ決議として決議をいただいております。

今日お集りの委員の皆様方、繰り返しになりますが、新任の方も多いということでございますので、また事務局のほうからも資料をご用意いただいているのでございますが、まずは皆様方のほうで購読をいただいて、その先に地域の農業者、また農業に関係のする皆様方にこの全国農業新聞の普及拡大を図っていただきたいと、そういうお願いでございます。

松本市さんは現在、230部ほど普及をいただいているということでございますので、この(2)の委員数の5倍の購読者の確保というのは、既にほぼ達成をいただいております。本当にありがとうございます。

ぜひこのところも、また新規の購読者を確保いただいて、ぜひ普及部数を伸ばしていただきたいなというふうに思っております。

農業委員会活動の1つとして情報提供活動があるんだということをまずご理解をいただきまして、日頃いろいろな相談活動、座談会での情報提供というときに、皆様方がいろいろと地域の方から情報を聞かれたときに、お答えができるようにということで、日頃からまずは全国農業新聞を読んでいただいて、農業農政に関することをしっかりとご理解、提供していただけたらなというふうに思っております。

続いて、農業会議のほうから継続時の助成措置などについてご説明をさせていただきます。

中島（長野県農業会議）部長代理　皆様、こんにちは。長野県農業会議の新聞のほうを担当しております中島です。よろしくお願いします。

それでは、私のほうから、県の立場として、今回この普及、全国農業新聞の取組に当たっての支援措置ということで、今回実施させていただきますので、その点についてご説明をさせていただきたいと思います。

着座ですみません、失礼します。

このお手元の先ほどのファイルの中に、「松本市農業委員会の皆様へ」という縦版の資料が行っているかと思います。先ほど新任の研修にご出席いただいた方は、大分説明をいただいているかと思うんですけども、この資料をご利用いただきたいと思います。

この中で、今、東郷次長からも話がありましたように、全国農業新聞につきましては、これ、機関紙、組織紙ということで、実は農業委員会法ができたのが昭和26年です。その翌年の27年に創刊をされております。このときに、組織の機関紙としてスタートしております。この情報の中には、農業委員会活動にとって欠くことのできない様々な情報が掲載されておまして、そういった意味からも、全員の皆様にこの新聞をお読みいただきたいのが1点でございます。

それから、その上で、我々の活動のよき理解者をお一人でも農家の皆さん増やしていただきたいということで、1人1部という目標で、この普及推進活動にも取り組んでいただくということであります。

それで、2ページ目のところには、この今の普及推進の状況が記載してございまして、中ほどより下のところに松本市さん、これ、今現在、8月1日、230部となっております。この数字は、全国でもトップクラスでございまして、昨年12月の時点ではもう少し部数があったんですけども、前回の総会でも表彰させていただきましたとおり、全国第6位の普及部数ということで、この取組について、敬意とご感謝をまず申し上げたいと思います。

そして、この右隣の274部という部数は、今年の一応目標数字とさせていただきますが、下のほうにちょっと小さく書いてあるんですけども、令和5年の4月の部数に対して、委員さんお1人、先ほどの普及方針にありましたけれども、増やしていただきたいということで取り組んで

いただいて、その部数にプラス２部、だから令和５年の４月部数に２部加えたのがこの目標数字になっております。

なかなか現状的には、高齢化などで、この紙媒体も敬遠されがちということで、これからどんどん増やすということにはなかなかいかないことは私ども承知しておりますけれども、なかなかこの現状数字を維持していただきたいというのがこの目標設定になっておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

その上で、３ページでございますけれども、今回、県独自の取組としてさせていただきましたその支援措置でございます。特別対策。

まず、３の（１）のところにありますが、委員の全員の皆さんにお読みいただきたいというものでございまして、４月１日時点で未達成ということで、松本市さんは残念ながら、その４月のときにそういう達成にはなかったわけですが、これを１２月までに全員の方に、今回新しくなられた委員さん、それから残念ながらまだお読みいただいてない委員さんがおられたら、これをぜひ１２月までに購読申込みをお願いしたいということで、それによりまして、全体で２万円の達成交付金、それから、これは現在購読いただいている方にも２，０００円のクオカードを進呈させていただきたいと思っております。

それから、（２）のところでございますけれども、普及推進活動でございます。

農業者年金のほうの加入促進については、活動費というのが今まであったんですけれども、今回、新聞事業の取組に対しても、こうした農家の皆さんとか法人の皆さんのところに行って普及活動をしていただいた際には、１回につき１，０００円の費用弁償をさせていただきたいと思っております。

これ、別に家に訪問したということに限らず、例えば市場でそのときにお勧めいただいたとか、あるいは例えば圃場で隣の農家さんに新聞の勧誘をしていただいたとか、それもカウントさせていただきますので、また事務局のほうから細かい説明があると思っておりますけれども、そうしたものをぜひ記録簿に掲載をしていただいて、最後のところで提出いただきたい。

さらに、４ページのところの上のところにある②ですけれども、その実績、勧誘した実績に応じて、１部３，０００円、１人ですね。１人３，０００円の活動費を、これを農業委員会のほうにお支払いしたいと考えております。

それから、（３）の特別キャンペーンということで、これ、農業委員さん、推進委員さんは対象外になるんですけれども、一般読者向けの購読のインセンティブ、メリット措置ということで、９月から申込みをいただいた方、１２月までに申込みをいただいた方、この方々は継続購読、３か月以上継続した場合、２，０００円、それから６か月以上の場合は５，０００円の商品券をお出ししたいと思っておりますので、ぜひこういったこともこの普及活動の際にお話しをいただいて、購読のきっかけとして、また農家の皆様への働きかけ、アプローチをぜひお願いをしたいと考えておりますの

で、よろしくお願いします。

以上が県の対策でございまして、後ほど松本市の事務局さんのほうから申込みの関係とか、細かいお話があるかと思います。

いずれにしましても、この新聞事業につきましては、情報の伝達ということで先ほどございましたけれども、農業委員会の重要な取組の1つになっております。

今、組織の最重要課題でありますこの地域計画、目標地図を仕上げていく、そういった中で、この情報伝達というものは欠くことのできないものだと考えております。ぜひそういった点もご理解いただく中で、未購読の方には購読、そしてまたさらに農家の皆さんへの普及ということでお願いをしたいと思います。

以上申し上げましたけれども、何とぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

小笠原補佐。

小笠原局長補佐

では、引き続きまして事務局から説明させていただきます。

農業委員会事務局の小笠原です。

着座にて失礼いたします。

総会資料の12ページをご覧ください。

例年お願いしております全国農業新聞の普及推進について、概要につきましては今、説明していただきましたので、事務局からは松本市の取組について説明いたします。

まず、資料の4、目標部数及び普及部数についてですが、先ほど説明もありましたが、13ページの別紙1をご覧ください。

真ん中の列の下の方を見ていただきますと、松本市の目標部数は274部、今後の普及部数は44部となっておりますので、委員お1人当たり1部以上の普及推進ということでお願いしたいと思います。

本日お配りしましたトートバッグの中に、申込用紙と普及推進に関するグッズを3部ずつ入れてありますので、普及推進活動をしていただく際にご活用いただきたいと思います。

それから、こちらの緑色の申込用紙ですが、開いていただきますと、右側が申込用紙になっております。申込書の右側に普及推進員という欄がありますが、委員さんの普及活動によって申込みをすることになった際には、この欄に委員さんのお名前の記載をお願いいたします。

また、半年だけとか、1年間だけとか、期間限定で購読を希望する方がいらっしゃいましたら、申込用紙の空いているところへ6か月とか1年間というふうに記載をしていただいて、特に記載がない場合は期限なしということで処理をさせていただきたいと思います。

申込書の提出については、トートバッグの中に提出用の茶色い封筒を入れてありますので、提出用の封筒に入れて、委員さん、申込者ご本人、どち

らから提出いただいても構いませんので、10月31日までに農業委員会事務局またはお近くの地域づくりセンターへ提出をお願いします。

委員さんからご提出いただく場合は、9月か10月の定例総会の際にお持ちいただけたらと思います。

続いて、奨励金等についてですが、資料の14ページ、別紙2に記載の規定に基づいて、全国農業新聞長野県支局から農業委員会または委員さんに対して表彰及び記念品等が交付されることになっておりまして、松本市は令和5年度、普及部数の部で表彰を受けております。

また、普及推進活動に取り組む委員さんへの支援措置、それから購読者への特別普及キャンペーンについては、先ほど説明がありましたが、トートバッグに入っているこちらの「令和6年度全国農業新聞普及対策について」という資料をご覧ください。トートバッグの中にA4、1枚で入っている資料です。袋の中に入れて、1枚ぱらっと入っていますが、皆さん資料ありますでしょうか。

こちらは、先ほど説明していただいた内容になりますが、普及活動に取り組んでいただいた委員さんに対して、全国農業新聞長野県支局から交付金が支給されますので、2月の活動分までが対象となりますが、普及活動に取り組んでいただいた際は、訪問日時や訪問の相手方などを活動記録簿へ記録していただくようお願いいたします。

先ほど事務局への購読申込書の提出期限を10月末までにとということをお願いしましたが、もし間に合わない場合には、購読者のキャンペーンの期間がありますので、11月15日の金曜日までにはご提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、総会資料12ページにお戻りいただきまして、最後になりますが、1か月間の無料お試し読みもできますので、もし希望の方がいらっしゃいましたら、17ページの別紙3の申込書、こちらの様式をまたトートバッグのほうに入れてありますので、事務局へ提出をお願いいたします。

申込書や啓発物品が足りない場合は、事務局に予備がありますので、お声がけをいただきたいと思います。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

それでは、ただいま農業会議、事務局から説明ありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。
小林委員。

小林農業委員

すみません、小林です。
農業新聞、月に4回と言ったけれども、それは郵送で来るのか、誰か配っているのか。
それと、できればでいいけれども、例えば法人に社長のところへ行ったら、

今取っていただければいいけれども、いや、取っていると、農業新聞もあれ、2つあるんですよ、農協系の農業新聞と農業委員会系の農業新聞と。それで、農業委員会系の農業新聞を取ってもらわないといけないので、ただ農業新聞取ってくれと言っても、農協のやつを取っていただければカウントされないわけだから、できればいいけれども、地区の大まかな認定農業者とか、こういう人に勧めたいという人があって、そういう地区の誰が取っていると、それが分かれば、ちょっと個人情報の関係もあって難しいかもしれないけれども、教えてもらえば、勧めやすいんだね。それをお願いします。

議長

ありがとうございます。

数年前までは、全てリストをそれぞれ皆さんにお配りして、この辺が取ってもらったらどうかというのをやったんですが、やっぱり時節柄、今、小林がおっしゃるとおり、そういうことはできないんですが、その辺の対応また、お願いします。

中島（長野県農業会議）部長代理　今のお話は、全国農業新聞の購読者を把握したいということですのでよろしいですかね、その回る際に。

小林農業委員　地区の中で何人、何名か……

中島（長野県農業会議）部長代理　地区内で。それはうちのほうで全部リストがありますので、松本市さんの事務局のほうに、こういった方々が取っていますという情報はお出しできます。

その上で、また事務局さんのほうからそういった情報で、今、個人情報に留意してということもございましたけれども、そこら辺を配慮する中で、普及活動につなげていただきたいというふうに思っています。検討します。

それで、新聞については郵送です。帯封にくくりまして、第3種郵便ということで、皆さんのほうに事務局のほうからポストで届くということです。

議長

ほかに。

二村委員。

二村農業委員

すみません。この無料というのはとてもありがたくて、こういうのをお見せするんですけれども、やっぱりこれ来たら、取れるかなと思う人がいると思うので、これやるときは、これ、ファクスで言えればいいんですか、書いていただいて。

小笠原局長補佐

事務局のほうへ提出いただければと思います。

二村農業委員

はい、分かりました。すみません。ありがとうございました。

議 長 お願いします。

原口推進委員 すみません、松本市外の人に購読を勧めた場合、これはカウントにはならないんですよね。たまたまちょっと市外で確実に取れる者がいたので、カウントだけしてもらえるとありがたいなと思って。

中島（長野県農業会議）部長代理 ちょっと、その件につきましては、今の普及推進活動の実績にはカウントしていただいて結構です、この個人の。ただ、やっぱり居住者単位で部数を管理している関係で、普及実績は、例えばその方が塩尻市さんだとすれば、塩尻市さんの部数のほうに入ってしまうんですけども、購読料の回収をもし松本市さんの事務局で全部やっていただけるといふのであれば、多分それは難しいと思うんです。

中島（長野県農業会議）部長代理 実績、そこはやっぱり塩尻市さんのほうにお話ししていただいたほうがいいのかな、もし塩尻市さんだとすれば。
個人の実績にはカウントしていただいて結構です。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
基本的には、やっぱり機関紙という捉えどころで、ここの皆さんは全員機関紙だから取ってください。それで、理解していただける方がその後ありましたら、輪をできるだけ広くしてくださいというのが我が松本市農業委員会のスタンスですので、従来3部じゃなきゃペナルティーだとか、全然それ考えておりませんので、基本的にはご理解いただいて、我々農業委員会だより、年2回だか出させてもらっておりますが、その全国版というふうな捉えどころで、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いしたいと思います。

久保農業委員 実績で取ってなかった方がいらっしゃったというのは、今日、私、初耳で、私、強制的にと思っていました。

では、今回、報奨金と1人2,000円の何とかカードが来るじゃないですか。これは会長から皆さんに半強制的だって言えない。

議 長 いや、半強制的とは言えませんが、基本的には取っていただく。この職責にある方は基本的に。我々、チェック不足のところがありました、確かに。これは改めて、もし取っていただけない方には、このメンツで肩をたたいて、いかがですかという働きかけはしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それで、もしそれで輪を広げられる方は、十二分にご努力をお願いしたいと思います。

我々、クオカードを目的とか、報奨金を目的にやっているわけじゃないので、その辺は勘違いしないように、その辺もね、まだ紙面の充実とか、電子データとかいろいろチョイスあるから、できるだけ役に立つような方策を取っていただきということが大原則でありますので、お願いしたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
そんなことで、それぞれの方から説明ありました。
なければ、集約いたします。
全ての委員の方にお伺いしますが、この内容でご出席の全員の方にお伺いします。本件についてご了承いただける全ての委員の方は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。
そういった趣旨でいきたいと思いますので、賛成多数ですので、了承されました。
また、委員の皆さん、それぞれのご努力をお願いしたいと思います。
それでは、どうもありがとうございました。

東郷（全国農業会議所）次長 ありがとうございます。

中島（長野県農業会議）部長代理 ありがとうございます。

議長 それでは、進めてまいります。
次に、協議事項のイ、「第9回長野県農業委員会大会における要請事項」の報告についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。お願いいたします。
本日配付しました左上ホチキス留めの資料をご覧ください。
着座にて失礼いたします。
第9回長野県農業委員会大会における要請事項についてというものです。
本日お配りした左上ホチキス留めの資料になります。お願いします。

草田係長 よろしいでしょうか。
要旨ですが、11月21日に長野市で第9回長野県農業委員会大会が開催

されます。その中で、国・県に対する要請決議が予定されています。7月16日付で長野県農業会議より要請事項の報告の依頼があり、7月31日開催の改選前の総会の際に各委員さんから提出された要請事項をまとめましたので、その内容を精査するものです。

県農業会議への報告案については、2枚目以降のものになっています。

各委員から提出された要請事項について、内容が重複するものや関係するものについては、1つにまとめるようにし、要請事項となるように文を少し整えたものになっています。

今後の流れとしましては、今回の要請事項について、総会で承認後、長野県農業会議に要請事項を提出します。長野県農業会議は、県内の各市町村から提出された要請事項を取りまとめ、11月21日に開催される長野県農業委員会大会で要請決議を行う予定になっています。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑のある方は挙手で発言をお願いいたします。

久保農業委員

ちょっと会長、あれ。

議 長

はい、久保委員。

久保農業委員

去年も長野じゃなかった。

議 長

去年長野です。

久保農業委員

2年連続長野ってあるの。何か事情があって。

議 長

はい。

事情を草田さん、お願いします。

草田係長

今年、長野県農業会議が創立70周年記念ということで、その記念の大会ということで、今年は長野市でやると伺っています。

議 長

そういうことでありますので、また国会議員とかそういう方も出席されます。

久保農業委員

来るの。

議 長

ええ。そういった中で、また顔を見ながら、いろいろ課題について発言していくという趣旨で、長野ということになりました。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

またそれぞれお忙しい日ではありますが、万障繰り合わせて、またお付き合いをお願いしたいと思います。

なければ、これより集約を行います。

推進委員の皆さんも含めましての内容でありますので、本件について了承していただける委員の方は挙手をお願いします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございます。

賛成多数ですので、本件は承認されました。

続きまして、協議事項のウ、令和6年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料の18ページになります。お願いします。

令和6年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてです。

要旨ですが、この協議会の表彰規程に基づき、地域農業振興等表彰者の推薦を行うに当たり、その推薦方法について協議をお願いするものです。

2、表彰者枠についての申合せ事項です。

地域農業振興等功績者は、松本市から3名または3団体となっています。

農業委員永年勤続功績者は、農業委員会を連続3期以上務め、退任された方となっています。

3番の地域農業振興等功績者表彰の推薦方法についてです。

事務局の方針としまして、過去の推薦経過により、市内21地区から3地区を選定し、各選定地区内から1名または1団体を候補者として推薦していただきたいと思います。

推薦候補地区案ですが、内田地区、新村地区、笹賀地区とさせていただきます。こちらにつきましては、別紙1、21ページをご覧ください。

これまでの経過ですと、内田地区、新村地区、芳川地区の3地区が候補地区となりますが、芳川地区につきましては、新任の委員さんということになりますので、今年は笹賀地区をお願いしたいと思っております。

推薦方法ですが、お忙しいところ申し訳ありませんが、該当地区の農業委員さんは、推薦候補者を選定し、別紙様式2の功績調書の作成、提出をお願いします。

候補者が個人の方の場合には、功績調書の添付書類として、別紙様式3の履歴書の作成、提出もお願いします。

こちらに記載はありませんが、団体の方の場合には、履歴書に代えて活動状況が分かる書類の添付、例えばこれまででは団体の総会資料などを添付していただいております。

提出期限は10月31日木曜日の定例総会までをお願いします。

参考資料として、表彰規程、過去の受賞者の記録を添付していますので、参考にしていただければと思います。

もし適当な候補者が見つからない場合には、ほかの地区へ依頼をする必要がありますので、来月、9月の総会までにご連絡をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 ただいま事務局から説明いただきまして、質疑のある方、発言をお願いいたします。
 内田の丸山委員、よろしいですか。

丸山農業委員 何とか……

議長 細江委員。

細江農業委員 努力します。

議長 矢嶋委員。

矢嶋農業委員 はい。

議長 よろしいですかね、そういうことで。お願いします。
 ほかの委員の方で何かこの、それでも地域の中で、この方はぜひこの機会にという方があったら、それぞれまたお出しをいただいても結構だと思いますので、一応順番といいますかは、その3地区でお願いしたいと思います。よろしいですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、本件についてご了承いただける全ての委員の皆さんにお伺いしますが、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は了承されました。
 それぞれの地区の委員の方、またそれぞれ最適化の方とそり合わせを行い、また報告をお願いしたいと思います。

続きまして、協議事項のエ、ブロック別研修・懇談会の開催についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

続きまして、26ページお願いします。

ブロック別研修・懇談会の開催についてです。

1番の趣旨です。

本農業委員会の委員改選による適正な事務執行を確保するため、本年度業務計画に基づきブロック別研修・懇談会を開催することについて協議するものです。

開催時期及び場所ですが、10月以降に2時間程度を予定しております。

場所は、各ブロック内の地域づくりセンターを活用していただければと思います。

対象は、各ブロックの農業委員及び推進委員です。

予定の内容は、農地利用最適化推進活動の業務の内容、農地の権利移動、農地転用等に係る事務、ブロック活動について、タブレット操作について、こういった内容を予定しています。

会議の設定等についてですが、ブロック内でご検討いただき、各ブロック長の方は9月6日までに開催日時と場所を下記の担当職員に連絡をしてください。

事務局で会場の予約、開催通知の発送を行います。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、これより集約を行います。

本件は、推進委員の皆様も関係する内容でありますので、全員の方にお伺いいたします。

本件について了承いただける委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

事務局説明のとおり、ブロック長の皆様は、お手数ですが、会議日程の調整をお願いいたします。

続きまして、協議事項のオ、委員の連絡先等を提供する際の事務手順についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

27ページになります。

1番の趣旨ですが、農地事務において、申請者等が委員と面会して必要書類に署名をもらうときなど、事務局から委員の連絡先や住所を提供することについての同意と事務手順について確認をするものです。

2番の農業委員（または推進委員）の意見・署名が必要な申請、届出書類については、（1）から（6）になっています。

（1）から（6）のものにつきましては、農業委員の職務上必要な業務であり、定型的なものとなります。これらの申請があった際、申請者への連絡先の提供について、その都度委員さんに確認をするものではなく、今回の同意をもって事務局から申請者に委員さんの連絡先、住所の提供をしたいというものです。

これら以外の個別の案件につきましては、通常どおり、事前に委員さんに連絡先等の提供について確認をした後、情報を提供したいと思っています。

3番の委員情報の提供に関する他市の状況です。

伊賀市や倉敷市では、ホームページ上に農業委員さんの氏名、担当区域、住所、連絡先までが公開されております。

長野市や飯田市では、氏名、居住地区、担当区域が公開されています。これは松本市も同様になっています。

長野市や飯田市では、連絡先等の提供方法として、事前に連絡先の提供について同意を得て、委員さんにその都度確認はせず、申請者に連絡先や住所を提供しているそうです。

今後の対応（案）ですが、事務局及び農政課の業務で上記の（1）から（6）の業務の際に、委員さんにその都度確認するのではなく、連絡先や住所を申請者に伝えたいと思います。

申請の基本情報につきましては、事前に委員さんにつなぐように努めていきます。

申請者に対して、対象農地の地図などを準備して、具体的に委員に説明するよう指導していきます。

新規就農届の署名等に関しては、原則として届出者本人が説明に行くように指導していきます。

これ以外ですが、農政課だとか農業開発公社、あと松塩筑安曇農業委員会協議会など、業務上委員さんに連絡する必要がある部署については、連絡先の一覧を提供したいと思っています。

また、委員さん同士で連絡を取り合う機会もあると思いますので、各委員さんの連絡先の一覧も来月の総会にお配りしたいなというふうには考えていますが、その件も含めまして了承いただきたいと思います。

説明は以上です。

議 長

ただいま説明がありました。

この内容について発言のある方はお願いします。
じゃ、塩原委員。

塩原（至）農業委員 個人の電話番号ということで、ちょっと1回、やはり相手の番号も教えてもらっておけば、1回違う、080でも、変な悪徳な業者がいて、やたらに出ると、つながって、変な方向に行っちゃう場合があるものですから、結構農政課から来たとき、相手の番号も私、聞くようにしているんですよ。そこら辺も、そういうことができるのかということをお願いしたいということです。

議 長 草田係長。

草田係長 では、今おっしゃられたように、こちらで申請者の基本情報として相手方の電話番号を事前にご連絡するということで統一していきたいと思います。ありがとうございます。

議 長 そのような手段を取ります。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
そういうことで、2番目の項目のそれに特化した中での情報提供になります。プラスアルファは、機構とかその辺に、今説明があったとおりです。

久保農業委員 これ、草田さん、あれだよ。原則家電だよ。携帯。

草田係長 携帯だと……

久保農業委員 我々の。

草田係長 はい。

久保農業委員 どうでしたか、塩原さん、実際。携帯から来た。

塩原（至）農業委員 ええ。それからどんどんと来るようになっちゃって……

久保農業委員 私は自分の携帯には来ないようになっているけれども、なぜだろう。

議 長 ちょっとお待ちください。
何々。塩原至委員、その経過を説明してください。

塩原（至）農業委員 今、会社の関係は０８０００とか、いろいろな番号があるんですが、今、一般の０８０から始まるちょっと悪徳業者がおりまして、それにつながと、やはり太陽光とかそういうののもう加入とか、いろいろのあれが毎回かかってくるんですよね。だで、そういうのはちょっと気をつけたほうがいいとか言われておりますんで、やはり農業委員になったときに、いろいろなところから携帯番号でかかってくるもんですから、つつい出ちゃうんですよね。

だで、そこら辺を回避するには、やはり新規就農者が何番だとか、そういうのが事前に分かっているれば、もし仕事で出れなくて、その番号記載されていれば、確認でもう一回かけられるということだと思いますんで、ぜひ教えていただければということでもあります。

議 長

農政課、例えば新規就農者に特化した場合は、農政課から新規就農者で何のタロベエが行きますから、対応してくださいというコンタクトがあるわけけれども、そのときに農政課があったときは、その何のタロベエの電話番号はこれですよ、住所はこれですよくらいの情報をしておいてから、推進委員の皆さん、農業委員会の皆さんが対応するというような、そういう段取りをしたほうがいいということの中での話で、今、草田係長。

だで、そういう、いいですかね、対応の仕方ですけども、今まで従来は農政課から、田中悦郎という者が新規就農者だから伺いますが、面倒見てくださいとか、相談に乗ってくださいというコンタクトだったんですが、それを田中悦郎君は〇〇－〇〇〇〇が番号ですよ。この人が行きますから対応してくださいというようなことを１つステップを踏むということで、所在を明らかにするというところでよろしいですか。

だで、そういう理解で、また農政課とコンタクト、それ、よく通じておいて、それであと迷惑電話なり何なりに通じないような予防策ですよ。

はい。

久保農業委員

くどいようですけども、我々の情報の電話番号は、何回も言っている。私の携帯をオープンにする。それとも、私の家電をオープンにする。それとも、農業委員の希望によって、私の場合は携帯をオープン、いいですよとか、それは一度も私、事務局から聞いたことはないんだけど。家電はもう当然登録してあると思っているから。

議 長

その対応は、現状はどういうふうになっているんですかね。

草田係長

現状ですと、お名前、住所、自宅電話、携帯電話が載ったものを各関係部署のところにはお配りをしていて、携帯電話も載っているものですので、携帯電話もお伝えしているものだと私は認識していました。

久保農業委員

四賀支所から電話来る場合は、必ず家電に来るんですよ。四賀支所が私に

対して遠慮するかどうか別にして。いやいや、携帯のほうが楽は楽なんですよね、いつでも出れるから。

草田係長 多分、四賀支所には提供していませんので、四賀支所は多分、久保委員の携帯電話の番号知らないんだと思います。

久保農業委員 ああ、そうか。

議 長 塩原委員、ちょっと付随して。

塩原（秀）農業委員 うちの場合は、家庭電話はうちの奥さんが出ることがあるんで、できればさけてもらって、私の携帯に集中してほしいんですけども、私の携帯は誰に教えてもらっても結構ですけども、これ、過去みんな違うので、できれば1回アンケートか何か取って、どの番号教えていいですか、いけないですか。私は困りますっていう人が中にいるかもしれないので、それは個々にちょっと情報を事務局で確認してから番号公表に至ったほうが、やはり個人情報ですので、ワンステップそこで踏んでいただいて、各お一人ずつの意見を聞いていただいて、その後で対応をしていただいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

議 長 基本的には、事務局であれですよ。携帯と家電があったら、両方把握しているということですね。

その中で、もし携帯では困るよ、家電だから困るよという方については、また事務局のほうへコンタクトを取ってください。把握しているようですので、その辺のもし事情がある方は、でもコンタクト取らない方は、基本的には両方把握していますので、例えば新規就農者で相談に乗っていただきたいというのは、連絡しやすい方法、基本的に携帯だと思いますが、そこへ多分電話することも許していただきたい、許可していただきたいということです。

これについては、それぞれの事情がありますので、早急に、もしこれは困るというところは連絡してください。

松尾農業委員 ちょっといいですか。

議 長 お願いします。

松尾農業委員 今までどおりじゃ何で駄目なんですか。要するに、いわゆるこれからこれこれこういう方から新規就農者から電話あって、伺いますとかということで今までやられたんですよ。それが何で不具合、悪いんですか。事務の簡素化ですか。

議 長 いや、それね、だで今、それでリスクをしょってはいけないって。リスクっていうか、今、電話番号のやり取りって今、塩原委員おっしゃったんですが、見知らぬ電話あって、例えば最適化推進委員、農業委員のところですから、何の相談あるか分からない。これ取ったときに、よからぬやからがそういうふうにする。

果たして新規就農者なりにしても、それは事務局のほうで提供すると。誰のときもそうです。それで、それ、自分自身に來ると。それを把握しているということは分かりますよね。

松尾農業委員 うん。

議 長 もしそういうリスクを感じて、不安でいらっしゃる方は、携帯はやめてくれと。基本的には家電で出るからという1つのステップを踏んだほうが安全じゃないかということで、もしそれ、希望なら、今おっしゃるとおり、松尾委員のおっしゃるとおり、基本的には今までどおりですよ。

もしそういうことで不安があるならば、事務局へ連絡して、そういう営みをしてくれっていう予防の措置なんですけれども。

松尾農業委員 要するに、こういう電話がありましたよということは、例えば農政課なら農政課のほうから私のところに電話があるということでよろしいですね。

松尾農業委員 それに基づいた形で電話が来て、それに対応すればいいということでよろしいんですかね。

だから、今、ちょっと私の勘違いしたのは、要するに新規就農者に対して、ここへ電話してくれと。それ一本だけだというふうに思ったんですよ。

要するに、私にも市のほうから電話があるということでよろしいんですね。

松尾農業委員 はい、分かりました。すみません。

議 長 いえいえ。

松尾農業委員 ちょっと勘違いしました。すみません。

議 長 ということで、ご理解、予防的、基本的には従来どおりなんです、そういう懸念のある方、もしくはそういう環境にある方は、1つステップを踏んでくださいということです。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。

じゃ、そういうことですので、全ての委員に伺いますが、そういった方法

で情報提供しますので、ご了解いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、そのように取り計らいます。

次に、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

28ページです。

主要会務報告並びに当面の予定についてです。

まず、7月31日、総会以降の主要会務報告となります。

8月6日ですが、松本市農業振興地域整備促進等協議会に会長、代理、役員に出席をしていただきました。

8月9日、午前中に農業委員辞令交付式、臨時総会、午後に推進委員委嘱状交付式、臨時総会の2部を行いました。

8月15日、松本市平和記念式典に会長に出席をしていただきました。

8月21日、松本ハイランド農協及びあづみ農協に会長、役員で挨拶回りに行きました。

8月22日、農地転用現地調査に会長と河西委員長に対応していただきました。現地調査終了後、役員会を行いました。

8月29日、定例総会があり、この後懇親会がありますので、出席の予定の方はお願いいたします。

また、先ほど新任研修会ですが、会長、代理、役員は市議会議長のところで挨拶回りに行きました。

8月30日の都市計画審議会ですが、こちらは明日の予定になっていますので、申し訳ありません。当面の予定に入るべきものです。申し訳ありません。中川代理に出席をしていただく予定です。

29ページ、当面の予定です。

9月13日、常設審議委員会と長野県農政部との意見交換会に会長に出席をしていただきます。

9月17日、松本市農林業功労者表彰審査会に会長と会長代理に出席をしていただきます。

9月19日、農業者年金加入推進特別研修会に加入推進部長と事務局が出席します。

加入推進部長につきましては、8月22日に行われた役員会において、これまでの経過から、会長、会長代理、情報・研修委員長、女性委員の計4名とし、女性委員は二村喜子委員をお願いをすることになりました。選出されました4名の方、よろしくお願いいたします。

9月24日、農地転用現地調査は、百瀬委員と柳澤委員に行ってください

ます。

9月30日、定例総会前に新任委員研修会を予定しています。内容は、タブレットの操作研修と地域計画についてとなっています。タブレットの研修については1時から2時半、その後、45分程度、地域計画についての研修を農政課にお願いをしています。

報告は以上になります。よろしくお願いします。

議 長

事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業農村支援センターからの情報提供ですが、今日、本日お配りしました、本日、農村支援センターの寺戸補佐、欠席ですので、またお時間があるときにご覧をいただきたいと思います。

続いて、カラー刷りで、これも本日お配りしていますが、カラー刷りでありますスマート農業実演見学会についてご案内をします。

農政課からの情報提供です。9月5日木曜日、午後2時から、場所は神田2丁目の圃場です。最新の農業機器についての実演、操縦体験、実際に導入した農業者からの使用感を伺える機会となっています。

応募の締切りは昨日までというふうに記載がありますが、募集人数に達していないようで、まだ受付可能ということです。最終の締切りは30日、明日の午後5時までということです。

申込み方法は、そのチラシのQRコードから申込みいただくか、3枚目の参加申込書を農政課に提出していただくということです。

詳細につきましては、農政課経営支援担当にお問合せをいただきたいと思います。

続いて、懇親会についてです。

本日出席される委員さんは、6時から松本ホテル花月で懇親会ありますので、お願いします。

車で懇親会場に行かれる場合には、本日駐車場の案内をお配りしましたので、そちらをご確認いただきたいと思います。松本ホテル花月の提携駐車場に止めていただくようお願いいたします。駐車チケットはフロントで400円で販売をしています。懇親会開始前または開始後にフロントで購入をしてください。

懇親会に出席する際に、車を市役所の駐車場に止めたままにはしないようにしていただきたいと思います。

続いて、タブレットについて田中から説明をします。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。

先日の臨時総会の際に、新しく委員になられた皆様には、今日タブレットをお渡ししますというご案内を差し上げたところなんですけれども、今日、総会后に懇親会が控えておりますので、紛失などのリスクを考慮しまして、今日はタブレットをお渡ししないことにしました。

よって、お渡し予定日が次の総会、9月30日の定例総会前のタブレット研修のときになりますけれども、より早くタブレットを使いたいという方がいらっしゃるいましたら、個別に対応しますので、よろしくお願いいたします。

例えば、もう今日は懇親会に行かないので、今日持ち帰りたいという方いらっしゃるれば、この後、私に声をおかけいただければと思いますし、ちょっと後日改めて来庁してもいいから、早く使いたいよという方いらっしゃるれば、また事務局へご連絡をお願いいたします。

あとは、今日タブレットをお持ちいただいた継続して務めていただいている委員の皆様も、懇親会に参加される際は、紛失することのないようにご注意ください。

以上、事務局からタブレットについてのお願いです。よろしくお願いいたします。

草田係長

お願いいたします。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、開議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関連の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

以上になります。

議長

その他、全体を通じまして何かありましたら、この機会に発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 3 番 _____

議事録署名人 4 番 _____